平成２６年（フ）第５２１号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番17号　宮原荘Ｂ208、前住所栃木県日光市大室1927番地83
破産者　渡邉　保彦
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９７号
栃木県宇都宮市海道町84番地４
破産者　髙橋　宏文
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１６号
埼玉県春日部市西金野井346番地41
破産者　株式会社三友テクノス
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９４９号
富山市根塚町１丁目２番地５ＢＮＫ３ビル２階
破産者　株式会社Ｍａｋｉｓｏｎ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
愛媛県西宇和郡伊方町中之浜393番地
破産者　有限会社カネタ農園
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１６４９号
福岡市中央区地行３丁目１番24号
破産者　株式会社アン企画
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４３号
北海道函館市西桔梗町828番地の１
破産者　株式会社第一印刷
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
岩手県二戸市野々上字中道10番地４
破産者　有限会社田中ジュン養豚
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１２０号
秋田市手形山東町５番18号
破産者　加藤　　力
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１５号
横浜市中区山下町73番地　アクティ横浜山下町509号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区山下町75番地３グランシティ山下公園202号室
破産者　株式会社ユーロプレイス
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５４号
神奈川県大和市下鶴間3005番地１
破産者　合資会社アトリー
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３３号
愛媛県松山市石手４丁目11番13号、登記簿上の本店愛媛県松山市福角町甲1271番地４
破産者　有限会社ガトーグラス・フレンド
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
愛媛県西条市河原津甲1166番地17
破産者　有限会社東予ハウス企画
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１０６２号
福岡市南区清水１丁目16番８号
破産者　西部ユニフォーム株式会社
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０１号
栃木県宇都宮市雀の宮３丁目１番22号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市宮の内４丁目210番地　教職員住宅６
破産者　小川　　武
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０４号
栃木県鹿沼市上石川1358番地３
破産者　石川　近次
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２４９号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目１番地　４－1005
破産者　サンワロジテック株式会社
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３号
秋田市八橋本町３丁目21番38号
破産者　宮ペン工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
富山県中新川郡立山町五郎丸１番地の１
破産者　ハウジングシステム和光有限会社
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８号
最後の住所富山市二口町５丁目６番地３パナメゾンⅣ二口305号
破産者　亡中橋敦相続財産
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８９号
静岡県焼津市浜当目２丁目10番17号
破産者　株式会社やま八
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部